

大分県報

令和二年
七月二十一日
号外（七一）

（火曜日）

目次

人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正……………一

○人事委員会規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年七月二十一日

大分県人事委員会委員長 石 井 久 子

大分県人事委員会規則第八号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成十四年大分県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表の一般社団法人又は一般財団法人の項中「公益社団法人大分県人権教育研究協議会」を「公益社団法人大分県人権・部落差別解消教育研究協議会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。